

鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市中学校文化連盟（以下「連盟」という。）に所属する中学校が全国大会又は中国大会へ出場する経費を補助し、文化活動の充実・発展を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、連盟とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連盟が行う別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる経費の額とする。

(補助金の交付等)

第6条 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、補助対象経費の額に同表の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市中学校文化活動派遣事業実施計画（報告）書（様式第1号）
- (2) 鳥取市中学校文化活動派遣事業収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 大会内容が分かる開催要項等

2 本補助金の交付申請は、補助事業の区分ごとに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日と本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市中学校文化活動派遣事業実施計画（報告）書（様式第1号）
- (2) 鳥取市中学校文化活動派遣事業収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 大会に参加した生徒の名簿
- (4) 補助対象経費の支出金額が分かる証憑書類

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 事業区分	2 補助対象経費	3 補助率	4 備考
全日本吹奏楽コンクール派遣事業	全日本吹奏楽コンクール中国大会又は同コンクール全国大会への生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費	2分の1	補助対象経費のうち交通費及び宿泊費については、職員等の旅費に関する条例（昭和46年鳥取市条例第3号）の規定により算定した額を上限とする。
全国中学校総合文化祭派遣事業	全国中学校総合文化祭への生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費	3分の1	

様式第1号（第7条、第10条関係）

年度鳥取市中学校文化活動派遣事業実施計画（報告）書

事業の概要

事業名	
事業目的 及び目標	
事業内容	
事業効果	
実施時期 及び日程	年 月 日 から 年 月 日 まで

※事業実施後の効果は、具体的に記入すること。

様式第2号（第7条、第10条関係）

年度鳥取市中学校文化活動派遣事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		